

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・移動支援 サービス利用契約書



株式会社めるざさ （介護２４福生）

042-513-0971

BA 様（以下「利用者」と言います。）

利用者と、株式会社めるざさが行う指定障害福祉サービス事業所「介護２４福生」（以下「事業者」と言います。）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護、重度訪問介護、同行援護および移動支援（以下「居宅介護等サービス」と言います。）の提供について、次のとおり契約を締結します。

第１条（契約の目的）

- 事業者は、障害者総合支援法および関係法令の趣旨に基づき、利用者ができる限り自宅等において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思および人格を尊重し、その能力に応じた居宅介護等サービスを提供します。
- 利用者は、事業者から提供されるサービスに対して、定められた費用（利用者負担額等）を支払うものとします。

第２条（契約期間）

- この契約の期間は、契約書に記載された契約締結日から、利用者に対する障害福祉サービス受給者証に記載された支給期間が終了する日までとします。
- 契約期間が終了する７日前までに、利用者が文書または口頭で契約終了の意思を事業者に表示しない場合、および支給期間終了後に再び支給決定がなされた場合には、本契約は同等の条件にて自動的に更新されるものとします。

第３条（居宅介護計画）

- サービス提供責任者は、利用者の生活状況、意向および解決すべき課題を把握したうえで、居宅介護計画（重度訪問介護・同行援護・移動支援においてはそれぞれの支援計画書。以下「居宅介護計画等」と言います。）を作成します。
- 居宅介護計画等は、定期的なモニタリングを行うとともに、利用者の状況変化に応じて随時見直しを行います。
- 居宅介護計画等の作成および変更にあたっては、その内容について利用者本人およびご家族等に丁寧に説明し、文書による同意を得るものとします。

第４条（居宅介護サービスの内容）

- 利用者が提供を受けるサービスの内容は、「居宅介護計画等」で定めた通りとします。
- 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅等に派遣し、居宅介護計画等に沿って居宅介護等サービスを提供します。
- 支給決定内容の変更や居宅介護計画等の変更があった場合は、利用者の同意を得たうえで契約内容を更新します。更新の同意は契約書別紙の作成、もしくは新たな居宅介護計画書または支援計画書の書面への同意をもって確認とします。

第５条（介護給付費支給申請に係る援助）

事業者は、利用者が介護給付費の支給期間終了に伴い、継続的な支給申請を円滑に行えるよう、必要に応じて情報提供、書類作成の補助、関係機関との連絡調整等の援助を行います。

第６条（サービス提供の記録）

- 事業者は、毎回のサービス提供終了時に、利用者またはその家族から書面等によりサービス提供内容の確認を受けます。
- 事業者は、居宅介護等サービスの提供に関する記録を作成し、契約終了後５年間保管します。
- 利用者は、事業者の営業時間内において、当該利用者に関するサービスの提供記録を閲覧し、または複写物の交付（実費１枚１０円）を受けることができます。

第７条（料金および支払い）

- 利用者は、サービスの対価として「重要事項説明書」および「契約書別紙」に定める利用者負担額および実費相当額を事業者に支払います。
- 事業者は、当月分の料金合計額について明細を記載した請求書を発行し、翌月２０日までに利用者へ送付します。また、事業者は、料金の支払いを受けた際には、領収証を発行します。
- 利用者は、請求された料金合計額を、翌月末日までに下記の方法により支払います。

（口座振替、持参、または事業者口座へ振込）なお、振込手数料は利用者負担とします。

- 利用者は、従業者がサービスを実施するために使用する水道、ガス、電気等の費用および利用者の同意を得て行う外出介助時の交通費等の実費を負担します。

第８条（料金の変更）

- 事業者は、利用者に対して３０日前までに文書で通知することにより、料金の変更を申し入れることができますものとしします。
- 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し通知することにより本契約を解約することができます。

第９条（サービスの中止およびキャンセル料）

- 利用者は、サービス提供予定日の前日１７時までに事業者へ連絡することにより、キャンセル料等の費用を負担することなくサービスの利用を中止することができます。
- 正当な理由がなく利用者がサービス提供予定日の前日１７時までに連絡せずサービスが中止された場合、事業者は重要事項説明書に定める規定に基づき、キャンセル料を請求することができるものとします。ただし、利用者の急病や事故等、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

第１０条（身分証の携帯）

従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者またはその家族から提示を求められた場合には、速やかに身分証を提示するものとします。

第１１条（人権の尊重・虐待防止・身体拘束の禁止）

- 事業者は、利用者の人権の擁護および虐待の防止のため、責任者を設置し必要な体制を整備するとともに、従業者に対する研修等を徹底します
- 事業者は、サービス提供にあたり、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合（切迫性・非代替性・一時性の３要件を満たす場合）を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

第１２条（衛生管理・感染症対策および業務継続（BCP））

事業者は、サービスの提供にあたり、従業者の衛生管理および感染症予防・業務継続計画（BCP）に必要な措置を適切に講じるものとします。

第１３条（緊急時の対処）

事業者は、サービス提供中に利用者の病状の急変が生じた場合または緊急事態が発生した場合は、速やかに主治医、医療機関、ご家族、関係機関（相談支援事業所等）へ連絡し、必要な措置を講じます。

第１４条（賠償責任）

- 事業者は、サービスの提供に伴い事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合、速やかにその損害を賠償します。なお、移送・走行中の交通事故による損害賠償については、事業者が加入する自動車保険の補償範囲等において誠実に対応します。
- 前項の損害賠償は、事業者が加入する損害賠償保険の補償範囲内で行うものとします。
- 利用者またはその家族が故意または重大な過失により、事業所または職員に損害を与えた場合には、事業者は当該損害について賠償請求を行うことがあります。

第１５条（秘密保持および個人情報の保護）

- 事業者および従業者は、サービス提供を行う上で知り得た利用者およびその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。本契約終了後も同様とします。
- 利用者は、サービス利用を行う上で知り得た事業者および従業者に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。本契約終了後も同様とします。
- 事業者は、あらかじめ文書により同意を得たうえで、サービス担当学会議や関係機関（相談支援事業所・医療機関等）との連携に必要な情報提供を行います。

第１６条（関係機関との連携）

- 事業者は、居宅介護等サービスの提供にあたり、他の障害福祉サービス事業者、相談支援事業所、医療機関、行政機関等と密接な連携に努めます。
- 事業者は、相談支援専門員等から依頼があった場合、または契約内容の変更・終了時には、必要な情報の共有および連携を行います。

第１７条（相談・苦情対応）

- 事業者は、相談・苦情対応窓口を設置し、利用者からの要望や苦情に対して迅速かつ誠実に対応し、改善に努めます。なお、苦情の申立てを理由として、利用者が不利益な扱いを受けることは一切ありません。

第１８条（契約の終了および解約）

- 利用者は事業者に対して、１週間の予告期間において文書又は口頭で通知することにより、この契約を解約することができるものとします。ただし、急な入院や病状の変化等やむを得ない事情がある場合は、予告期間内であっても即時に解約することができます。

2 次の事由に該当した場合、利用者は文書または口頭で通知することにより、直ちに本契約を解除することができます。

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ② 事業者が守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者が利用者またはその家族等に対し社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ④ 事業者が行政処分等によりサービスの提供が行えない場合
- ⑤ 事業者が破産した場合

3 事業者は、事業所の廃止・縮小等、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、30日間の予告期間において、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

4 次の事由に該当した場合、事業者は文書で通知することにより、直ちに本契約を解除することができます。

① 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく1ヶ月以上遅延し、催告したにもかかわらず7日以内に支払われない場合

② 利用者またはその家族等が事業者やサービス従業者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為やハラスメントを行った場合

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者の支給決定の取消・失効・不支給、または施設入所があった場合
- ② 利用者が死亡した場合

第19条（重要事項説明書）

この契約に際し、事業者は利用者に対して、あらかじめサービス提供に関する重要な事項を書面にて説明するものとします。また、その書面の内容は本契約の規定を補完するものとします。

第20条（本契約に定めのない事項）

- 利用者および事業者は、信義誠実の原則に基づき、本契約を履行するものとします。
- 本契約に定めのない事項については、障害者総合支援法その他関係法令の定めに従い、利用者および事業者が誠意をもって協議のうえ、これを定めるものとします。

第21条（裁判管轄）

本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合には、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに予め合意するものとします。
(以上)

上記の契約を証するため、利用者および事業者は、本契約書を電磁的に作成し、署名または記名押印に代わる電磁的处理を施したうえで、各自が保管するものとします。

ただし、電磁的处理による契約締結が困難な場合には、本契約書を二通作成し、署名または記名押印のうえ、利用者および事業者がそれぞれ一通ずつ保管するものとします。

契約締結日 BC

<事業者> 所在地 東京都福生市熊川202-3 トーシンハイツ福生110
事業者名 株式会社めるぞさ（介護24福生）
代表者名 代表取締役 尼崎慎吾

<利用者> 住 所 BB

氏 名 BA 署 名

※ 利用者は、身体の状態等により自署が困難であるため、本人の意思を確認したうえで、私が代筆により署名を行いました。

<代理人> (続 柄) GB

住 所 GC

氏 名 GA 署 名

契約書別紙

本別紙は、契約に基づき利用者に関する個別事項を定めるものです。

① 契約後にサービス内容を変更する場合は、居宅介護計画書または事前に交付する予定表に反映し、利用者の同意を得たうえで個別事項として定めます。

② 契約書および重要事項説明書に記載された負担金（サービス負担金、キャンセル料、実費、制度外パーソナルケア料金等）に変更がある場合は、事前に文書で説明し、利用者の同意を得たうえで契約書別紙等に反映します。

③ 契約書または重要事項説明書の条項に変更が必要となった場合は、変更内容を文書で説明し、利用者の同意を得たうえで更新します。

④ 毎月のサービス予定および訪問職員については、月初に予定表を交付してお知らせします。変更が生じた場合は速やかに修正後の予定表を再通知し、利用者からの変更依頼には可能な限り調整のうえ対応します。

1 提供するサービスの内容（契約締結以降の変更は居宅介護計画書に記載）

曜 日	開始	終了	サービス類型	内容	ヘルパー	その他
HA						
IA						
JA						
KA						
LA						

2 利用料金

お支払いいただく利用者負担額は、居宅サービス等に要した費用の10%です。

サービス契約時点でお支払いいただく月額負担上限額は、 F 円です。
サービス開始後に月額負担上限額が変更された場合は、受給者証への記載をもって変更の確認および同意とします。

他事業者からも居宅サービス等の提供を受けている場合で、利用者負担額の合計が月額負担上限額を超過する場合は、利用者が指定した「利用者負担上限額管理者」が算定した額に基づき、利用者が承認した負担額をお支払いいただきます。

また、区市町村から居宅介護等の利用者負担減額の決定を受けている場合には、事業者が利用者に代わって減額分の支払いを受け、減額後の負担額をお支払いいただきます。
この場合も、利用者負担上限額管理者が算定した額に基づき、利用者が承認した負担額をお支払いいただきます。
(以上)

上記の契約を証するため、利用者および事業者は、本契約書を電磁的に作成し、署名または記名押印に代わる電磁的处理を施したうえで、各自が保管するものとします。

ただし、電磁的处理による契約締結が困難な場合には、本契約書を二通作成し、署名または記名押印のうえ、利用者および事業者がそれぞれ一通ずつ保管するものとします。

契約締結日 BC

<事業者> 所在地 東京都福生市熊川202-3 トーシンハイツ福生110
事業者名 株式会社めるぞさ（介護24福生）
代表者名 代表取締役 尼崎慎吾

<利用者> 住 所 BB

氏 名 BA 署 名

※ 利用者は、身体の状態等により自署が困難であるため、本人の意思を確認したうえで、私が代筆により署名を行いました。

<代理人> (続 柄) GB

住 所 GC

氏 名 GA 署 名